

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から同年3月まで
昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料が未納となっているが、この3か月分も納めていると思うので再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間の保険料を納付したとされる申立人の妻は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付済みであることを踏まえると、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金被保険者台帳から、申立人の結婚（昭和55年1月*日）後、昭和55年5月19日に申立期間前の44年2月から46年3月までの期間の国民年金保険料が第3回特例納付として納付され、56年10月21日に、46年4月から47年3月までの保険料が追納されていることが確認できるとともに、台帳には、56年10月に、昭和46年度から49年度の保険料について追納指導が行われた旨の記載があることから、46年4月から50年3月までの期間は、当初、申請免除期間であったことが推認できる。

以上のことから、申立人は、第3回特例納付において、昭和44年2月及び同年3月並びに昭和45年度の14か月分を特例納付しており、その後、申立期間を含む申請免除期間の保険料を、社会保険事務所（当時）の追納指導に応じて追納していたものと考えられ、申立期間の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年8月まで
父親が私の国民年金の加入手続をして、保険料を納めてくれたので、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年3月7日に払い出され、厚生年金保険被保険者資格喪失後の54年3月22日にさかのぼって国民年金被保険者資格が取得されていることが確認でき、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、国民年金被保険者台帳及びA町作成の国民年金被保険者名簿においても、申立期間について、国民年金被保険者の資格を取得した記録は認められない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付等に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとされる申立人の父親は既に死亡していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から40年12月まで

申立期間は、A事業所に住み込みで勤務していたが、その時に店主が私の国民年金保険料をB組合の集金人に、納付してくれていたはずであるので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「勤務先の店主が、私の保険料をB組合の集金人に納付してくれていたと思う。」と申し立てているが、B国民健康保険組合が保管する国民年金保険料の納付記録によれば、昭和41年1月から43年9月までの期間については、申立人の納付記録が確認できるものの、申立期間の記録は無く、申立人に係る国民年金被保険者台帳の記録及びオンライン記録と一致する。

また、昭和39年1月から40年3月までの期間については、同被保険者台帳の納付記録欄に「時効消滅」のゴム印が押されていることから、保険料の納付があったとは考え難い。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする勤務先の店主は既に亡くなっているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の勤務先の店主が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から9年1月まで

平成8年9月15日に会社を退職した後、すぐに、市役所に行って留学の際の住民票の取扱いについて話を聞きに行ったところ、「住民票の異動は必要ありません。」と説明を受け、その後しばらくして渡航した。

帰国後、国民健康保険の加入手続をするために市役所に行ったところ、4か月分の国民年金保険料の未納があるとのことで納付書を渡された。このことに納得がいかず、市の職員と口論になったが、しぶしぶ納付書を持ち帰り、後日、4か月分の保険料を金融機関又は市役所で納付した。帰国後はお金に余裕が無かったので、そのことをよく覚えている。申立期間の保険料が納付されていないはずはないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の納付書を受け取った上、保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持している年金手帳によると、「初めて国民年金被保険者になった日」が平成8年9月16日となっており、同年10月20日に資格喪失している。その後、9年2月24日に再び国民年金被保険者の資格を取得していることから、申立期間は未加入であり、制度上、納付書は発行されず、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人自身は、帰国後、初めて国民年金の加入手続をしたことをうかがわせる主張をしていることから、A市では国民年金の加入期間の納付書をまとめて発行し、申立人は平成8年9月の保険料と9年2月以降の保険料をまとめて納付したものと考えるのが自然である上、オンライン記録によると、8年9月、9年2月及び同年3月の保険料については、同年3月31日に納付したことが確認できる。

さらに、A市が管理する国民健康保険の記録においても、申立人の国民健康保険の被保険者資格期間は国民年金被保険者期間と一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月

平成6年3月に大学を卒業後すぐに厚生年金保険適用事業所に入社した際に、国民年金保険料の納付期限内である過去2年分の保険料をまとめて納付したと母親から聞いていたので、4年6月の申立期間が未納と記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、保険料を納付した母親から、「国民年金保険料をまとめて2年分さかのぼって払っておいた。」と聞いていたので、まとめて2年分の保険料を納付した期間のうちに未納期間は存在しないはずであると主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の記録から、A市において平成6年4月末から同年5月上旬までに払い出されたものと推認されることから、申立人は加入手続き時に、20歳となった平成3年*月*日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、時効にかかっていない過去の保険料から随時、納付したとするのが自然である。

また、オンライン記録の国民年金保険料納付状況を見ると、平成4年4月の分は6年5月31日に、4年5月の分は6年6月30日に、4年7月の分は6年8月15日に、4年8月の分は6年8月29日に、4年9月の分は6年9月27日に、4年10月の分は6年10月31日にと、それぞれ各月の保険料納付期限の時効間に納付された後、4年11月から6年2月までの1年4か月分の保険料がまとめて同年11月29日に納付されており、納付手続当初は1か月毎の納付であったものが、半年間経過したころにまとめて納付されていることが確認できることから、申立人が主張する、まとめて納付したという保険料は、4年11月から6年2月までの期間の1年4か月分の保険料のことを記憶してい

るものと考えられ、申立期間（平成4年6月）の保険料は、まとめて納付した時点では、時効により、納付できなかったため未納期間となってしまったと推認できる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、保険料の納付状況が不明であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から同年8月まで
昭和53年3月にA事業所を退職し、同年9月にB事業所に入るまでの同年4月から同年8月までの期間については、国民年金に加入し、国民健康保険料と一緒に国民年金保険料をC市役所で毎月納付した記憶がある。年金については、記録が途切れないう気を遣っていたので、未納は無いと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、C市は、当時の記録を確認したが、申立人に係る国民年金の加入記録は無く、被保険者資格を有していない未加入期間であったと回答しており、これはオンライン記録と一致することから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を国民健康保険料と一緒にC市役所窓口において毎月納付した記憶があると主張しているが、申立期間当時、C市で国民年金の担当をしていた職員は、「国民健康保険料は、市役所窓口で収納していたが、国民年金保険料については、市庁舎内のD銀行C市役所出張所での振込納付であり、市役所窓口では収納していなかった。また、国民年金保険料は、毎月納付ではなく、3か月分まとめて納付する方式であった。」と証言している。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 720 (事案 198 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月31日から26年5月16日まで
② 昭和26年8月15日から36年7月1日まで

オンライン記録によると、厚生年金保険加入期間について昭和36年10月6日に脱退手当金を受給したとなっているが、私が国民年金に加入したのは、39年12月18日からである。もし、脱退手当金を受け取っていたとしたら、市役所が、36年10月6日から39年12月18日までの期間について、私を国民年金に加入させずに、無年金状態でほうっておくはずはない。再度審議の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、勤務した2社の厚生年金保険加入期間のすべてについて請求しており、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和36年10月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなこと、ii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、新たな証拠として、国民年金被保険者資格の取得日が昭和39年12月18日と記載された申立人自身の国民年金手帳の写し及び同被保険者資格の取得日が36年4月1日と記載された申立人の夫の国民年金手帳の写しを提出しているが、夫婦の国民年金手帳の写しを確認しても、申立人が、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当

たらないことから、これらは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 721 (事案 564 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月21日から32年5月6日まで
記録照会回答票を見るまで自分が脱退手当金を受け取ったことになっていることを全く知らなかった。前回訂正不要の結果だったが、元事業主に事業所まで出向いてもらい調べてもらったところ、事業所では同手当金の請求の手続はしていないとのことだった。再度審議の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給手続がなされたことを意味する「脱手支給報告書作成済」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から25日後の昭和32年5月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年2月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、新たな証拠として当時の同僚(平成2年から10年まで代表取締役)から寄せられた手紙に、「会社では、年金の受給手続を行わないと言っている。」と記されているとして、その写しを提出しているが、事業所に確認したところ、現在の事務担当責任者は、「申立当時の資料が無いため不明である。元事業主の証言は一般的な取扱いを言ったものと思われる。」と回答している上、仮に事業主が代理請求を行っていないとしても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。